

# 危険住宅の移転に補助金が出ます！！

## がけ地近接等危険住宅移転事業

危険ながけ（傾斜が30度以上で、高さが2m以上）に近接して建っている住宅を安全な場所に移転する費用の一部を補助する制度です。

## この制度の対象となる住宅

次のいずれかに該当する住宅が補助の対象となります。

### (1) 災害危険区域内の住宅

災害危険区域内で、区域指定前に建てられた住宅。  
（防災工事が行われている区域を除く）

### (2) がけ条例で規制されている区域内的の住宅

危険ながけに接していて、昭和29年3月以前に建てられた住宅。

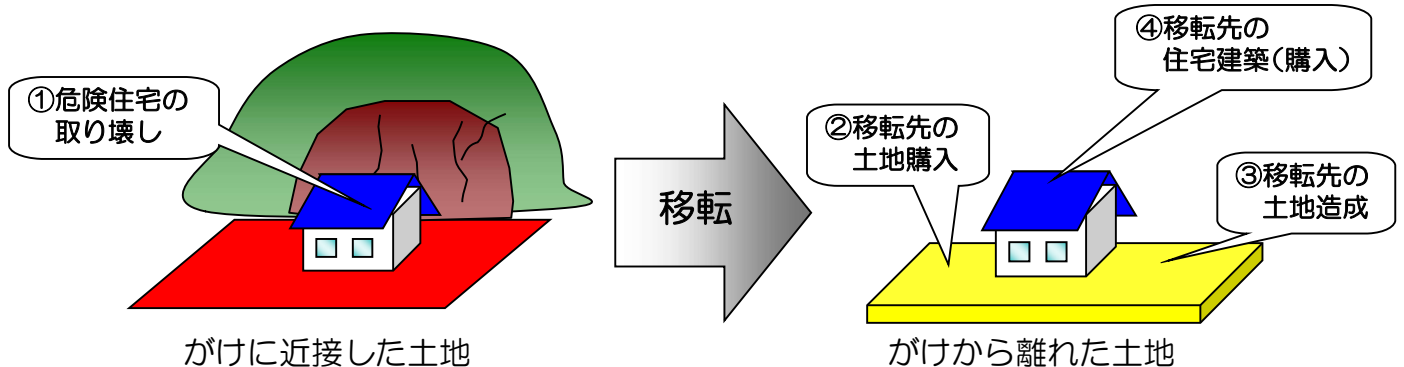
### (3) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の住宅

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内で、区域指定前に建てられた住宅。

## 補助金額

対象		補助限度額	
除却費		危険住宅の取り壊し費用に対して97万5,000円まで補助	①
建設助成費	移転先の土地購入	移転先の土地を購入するために金融機関等から借入をした場合、その利子に対して206万円まで補助	②
	移転先の敷地造成	移転先の敷地造成を行うために金融機関等から借入をした場合、その利子に対して60万8,000円まで補助	③
	移転先の住宅建築（購入）	危険住宅に代わる住宅を建築（購入）するために金融機関等から借入をした場合、その利子に対して465万円まで補助	④

※建設助成費は、借入金の利子に対する補助です。



イメージ図

問い合わせ：建築住宅課（西庁舎2階）

TEL：0538-37-4899 FAX：0538-33-2050